

「第110条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
(8) 第63条の4第1項又は第100条第2項の規定による検査を拒み、妨
害し、又は虚偽の陳述をした者」

「第106条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役
に処し、又はこれに併科する。
(3) 第63条の4第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは
第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他
の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に關し、次の
をしたときは、行為人を罰するほか、その法人に対して当該各号
に対して各本条の罰金刑を科する。
(1) 第106条の2 2億円以下の罰金刑

若しくは300万円以下の罰金
忌避し、若しくは質問に対し
の従業者が、その法人又は人
各号に掲げる規定の違反行為
に掲げる罰金刑を、その人に

第111条 第1項に「各号の一」と、
第4第1項又は、を、を、
の4第1項又は、を、を、

第三項 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第815号)の1号を次のように改定する。
第三項 第一項中「道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第610号)第三十一條第四
項、第四十條、第四十一條及び第三十三條の規定を改定する自動車並びに同条第九條の規定の適用を
受ける二輪自動車(小型自動車を含むものを除く。)、を、重量自動車(大型自動車又は軽自動車(二
輪自動車を含む。))、に改め、同条第三十條第三十條中「道路運送車両の保安基準」の「」を「(昭和二十
六年運輸省令第617号)」を加える。
(沖繩の復興に伴う運輸省令の適用の特別措置等に関する省令(昭和四十七年運輸省令第310
号)の1部を次のように改定する。

第三十三條第一項中、「第二十六條第一項第一号、第三十号及び第四十号並びに第四十四條第五項の
表第一号」を削り、「次表中欄に掲げる字句を、同表下欄に掲げる字句に」と、同項中「左側面」と
あるのを「左側面又は右側面」とに改め、同項の表を、
(道路運送車両の保安基準の1部を改正する省令(昭和五十四年運輸省令第8号)の1部を次の
ように改定する。

第五條 道路運送車両の保安基準の1部を改正する省令(昭和五十四年運輸省令第8号)の1部を次の
ように改定する。
附則第四項中「第十八條の二第二項第一号及び第二号」を「第十八條の二第一項及び第二項」と、
「同項第一号中、板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるこ
とを有効に防止することができる形状」とあるのは「歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれる
おそれのない構造」と、同項第二号中「地上四百五十ミリメートル以下、その上縁の高さが地上
六百五十ミリメートル以上となるように取り付けられ、かつ、その上縁と荷台との間隙が歩行者
自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止するいかなるもの
も、である」と、地上四百五十ミリメートル以下」とを「地上四百五十ミリメートル以下」とに改め、
第六條 道路運送車両の保安基準の1部を改正する省令(平成十一年運輸省令第311号)の1部を
次のように改定する。

第三條を、
附則第一條中「第三條の規定は平成十六年十月一日から」とを、
第三條を、

指

示

○国土交通大臣が、
道路運送車両の保安基準及び構造規格等に関する省令(平成十一年運輸省令第311号)に、
「(第90条―第95条)を(第171条―第176条)に、(第96条―第101条)を(第177条―第182条)に、
(第102条―第107条)を(第183条―第188条)に改める。
本則中「別添39」を「別添74」に、「別添38」を「別添73」に、「別添37」を「別添72」に、「別添36」
を「別添71」に、「別添35」を「別添70」に、「別添34」を「別添59」に、「別添33」を「別添58」に、「別
添32」を「別添57」に、「別添31」を「別添56」に、「別添30」を「別添55」に、「別添29」を「別添54」
に、「別添28」を「別添53」に、「別添27」を「別添52」に、「別添26」を「別添51」に、「別添25」を「別
添50」に、「別添24」を「別添49」に、「別添23」を「別添48」に、「別添22」を「別添47」に、「別添21」
を「別添46」に、「別添20」を「別添45」に、「別添19」を「別添44」に、「別添18」を「別添43」に、「別
添17」を「別添42」に、「別添16」を「別添41」に、「別添15」を「別添40」に、「別添14」を「別添39」
に、「別添13」を「別添38」に、「別添12」を「別添37」に、「別添11」を「別添36」に、「別添10」を「別
添33」に、「別添9」を「別添29」に、「別添8」を「別添25」に、「別添7」を「別添24」に、「別添6」
を「別添14」に、「別添5」を「別添13」に、「別添4」を「別添12」に、「別添3」を「別添11」に、「別
添2」を「別添10」に、「別添1」を「別添9」に、(第2節及び第3節関係)を(第2章第2節及び
同章第3節関係)に改める。
第1条中「第1条の2、第12条、第13条、第18条の2第2項、第3項、第22条第1項から第4項ま
で、第22条の2、第22条の4、第32条から第42条まで、第50条」を「第1条の2、第1条の3、第9
条、第11条から第28条まで、第32条から第43条まで、第43条の4から第44条まで、第46条、第50条、
第54条」に改める。
第2条第7号の次に次の1号を加える。
ハ 「協定期間」とは、車両ならびに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品
に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のた
めの条件に関する協定に付属する規則をいう。
第2条の2の次に次の1条を加える。
(破壊試験)
第2条の3 保安基準第1条の3ただし書きの規定に基づき、保安基準第15条第2項並びに第18条第
2項及び第3項に規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少な
いため破壊試験を行うことが著しく困難であると国土交通大臣が認める装置は、次の各号に掲げる
装置とする。
一 次に掲げる装置以外の装置
イ 指定自動車等に備える装置
ロ 法第75条の2の規定によりその型式について指定を受けた装置
二 前号イ及びロに掲げる装置であつて改造が行われたもの
第107条を第188条とする。
第106条中「第106号」を「第106条」に改め、「地上1.5m」の下に「以下」を加え、同条を第187条
とする。
第105条第2項中「及び」を「及び」に改め、同条を第186条とする。
第104条を第185条とする。

平成十一年十月一日

国土交通大臣 菅 直人